

策定 2019年4月1日

「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画（第5期）

足利小山信用金庫

足利小山信用金庫は、2005年度より次世代育成支援対策推進法に基づき、職員が仕事と子育てを両立しながら、その能力を十分に発揮できるようにするため、働きやすい雇用環境の整備を行うとともに、次世代育成支援について地域に貢献する企業となるため、支援計画を策定してまいりましたが、2019年度以降の第5期計画を以下のように策定する。

1 計画期間 2019年4月1日から2024年3月31日まで5年間

2 内容

①子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備

目 標 1 男性の子育て目的の休暇の取得促進

〈対策〉

- ・育児に関する諸制度について、社内報等を通じて定期的に周知を図る。
- ・男性職員に対する取得促進を図るため、対象者にアナウンスを行う。

目 標 2 子育てを行う女性の就業継続と活躍推進

〈対策〉

- ・育児休業中の職員を対象に、子育てを経験して働き続けるキャリアイメージの形成を支援するための研修を実施する。

目 標 3 出産や子育てによる退職者の再雇用促進

〈対策〉

- ・登録カードを活用し、再雇用希望者との連絡・面談を実施する。

②働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

目 標 4 年次有給休暇の取得促進

〈対策〉

- ・記念日休暇を新設し、計画的な有給休暇の取得を促す。

③その他次世代育成支援対策

目 標 5 子ども・子育てに関する地域貢献活動の実施

〈対策〉

- ・次世代の心の育成を目的とする「小さな親切」運動の地方支部事務局（足利支部・小山地区支部）として地域活動に参加する。

目 標 6 若年者に対する就業体験機会・金銭教育の提供

〈対策〉

- ・高校生や大学生を対象に、インターンシップ等就業体験機会を継続して提供する。
- ・小学生を対象に、宇都宮財務事務所との共催による金銭教育を継続して提供する。

以上